

一般社団法人十勝地区サッカー協会入会金及び会費並びに登録料に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人十勝地区サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第9条の規定に基づく会員の入会金及び会費及び定款第14条の規定に基づく登録会員の登録料について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により入会金を納入しなければならない。ただし、定款第26条第2項の規定に基づき正会員として入会した者又は賛助会員として入会した個人又は法人及び特別会員として入会した者は入会金を免除する。

(1)正会員として入会した個人 1,000円 (2)正会員として入会した法人 10,000円

(会 費)

第3条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により会費を毎年納入しなければならない。

(1) 正会員として入会した個人 1,000円 (2) 正会員として入会した法人 20,000円

(3) 賛助会員として入会した個人 一口 10,000円 一口以上

(4) 賛助会員として入会した法人 一口 20,000円 一口以上

(5) 特別会員として入会した者 一口 10,000円 一口以上

(登録会員の登録料)

第4条 登録チームは公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」という）が定めた登録料（公益財団法人北海道サッカー協会、本協会登録料を含む）を毎年、電子計算組織により登録（Web登録）と同時に、日本協会に納入しなければならない。

(1)第1種登録チーム 46,000円＋登録選手数×3,500円

大学登録チーム 44,000円＋登録選手数×3,500円

(2)シニア種チーム 46,000円＋登録選手数×3,000円

(3)第2種登録チーム 42,500円＋登録選手数×2,300円

(4)第3種登録チーム 24,500円＋登録選手数×1,900円

(5)第4種登録チーム 24,500円＋登録選手数×1,200円

(6)女子登録チームのうち 一般・大学チーム 31,000円＋登録選手数×3,500円

高等学校チーム 26,500円＋登録選手数×2,300円

中学校チーム 24,500円＋登録選手数×1,900円

(7)フットサル登録チーム 3,000円、フットサル選手登録料 500円(本協会登録料)

但し、公認指導者証発行済の登録チームは監督登録料 2,000円が免除される。

3 フットサル北海道大会十勝地区予選に出場するチームは、大会毎に所定の「フットサル大会登録料」を納付する。

4 連盟及び町村協会は、当分の間、登録料を免除する。

5 前各号に定める基準日は、毎年4月1日現在とする。

(その他の申請)

第5条 日本協会の基本規程で定める登録等に関わる申請については、会員又は会員になろうとするものは、本協会を通してすべての申請を行うものとする。

(規則の改正)

第6条 本規則の改廃は、総会の議決を経て、これを行う。

附 則

1 この規則は平成22年4月1日より施行する。

2 この規則は2022年（令和4年）5月27日より施行する。

3 この規則は2025年（令和7年）4月 1日より施行する。